

議案第6号

朝来市子育て学習センター条例制定について
朝来市子育て学習センター条例を別紙のとおり定める。
令和3年3月3日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市子育て学習センター条例
(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施するため、同法第34条の11第1項の規定に基づき、朝来市子育て学習センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置等)

第2条 センターの名称、位置及び開設日は、次のとおりとする。

名称	位置	開設日
朝来市生野子育て学習センター	朝来市生野町口銀谷 418 番地 4	月曜日～金曜日
朝来市和田山子育て学習センター	朝来市和田山町玉置 824 番地 1	火曜日～土曜日
朝来市山東子育て学習センター	朝来市山東町楽音寺 95 番地	火曜日～土曜日
朝来市朝来子育て学習センター	朝来市羽瀨 390 番地	月曜日～金曜日

(開設時間)

第3条 センターの開設時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第4条 センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) センターごとに、それぞれに定める開設日以外の曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月13日から8月15日まで及び12月29日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用対象者)

第5条 センターを利用できる者は、乳幼児及びその保護者とする。

(利用の登録)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ利用に係る登録を行うものとする。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。

(利用の制限)

第8条 市長は、第6条に規定する登録を行った者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 感染症疾患を有し、他の利用者に感染するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(職員)

第9条 センターに必要な職員を置く。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、センターの利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失した場合において、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 6 号資料

朝来市子育て学習センター条例逐条解説

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施するため、同法第 34 条の 11 第 1 項の規定に基づき、朝来市子育て学習センター(以下「センター」という。)を設置する。

【解説】

子育て学習センターの設置について規定するものです。

センターでは、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てグループの育成及び支援、保護者を対象とした子育てに関する学習活動の企画や運営などの事業を行っています。

(名称及び位置等)

第 2 条 センターの名称、位置及び開設日は、次のとおりとする。

名称	位置	開設日
朝来市生野子育て学習センター	朝来市生野町口銀谷 418 番地 4	月曜日～金曜日
朝来市和田山子育て学習センター	朝来市和田山町玉置 824 番地 1	火曜日～土曜日
朝来市山東子育て学習センター	朝来市山東町楽音寺 95 番地	火曜日～土曜日
朝来市朝来子育て学習センター	朝来市羽瀨 390 番地	月曜日～金曜日

【解説】

子育て学習センターの名称、位置及び開設日について規定するものです。4センターで月曜日から土曜日まで利用ができます。

(開設時間)

第 3 条 センターの開設時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

【解説】

子育て学習センターの開設時間について規定するものです。

(休所日)

第 4 条 センターの休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) センターごとに、それぞれに定める開設日以外の曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 8 月 13 日から 8 月 15 日まで及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 5 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

【解説】

子育て学習センターの休所日について規定するものです。

(利用対象者)

第5条 センターを利用できる者は、乳幼児及びその保護者とする。

【解説】

子育て学習センターを利用できる対象者について規定するものです。

(利用の登録)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ利用に係る登録を行うものとする。

【解説】

子育て学習センターを利用する場合、あらかじめ登録が必要であることを規定するものです。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。

【解説】

子育て学習センターの使用料は無料であることについて規定するものです。

(利用の制限)

第8条 市長は、第6条に規定する登録を行った者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 感染症疾患を有し、他の利用者に感染するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

【解説】

子育て学習センターの利用に当たって、利用者に制限を加える内容について規定するものです。

(職員)

第9条 センターに必要な職員を置く。

【解説】

それぞれの子育て学習センターに職員を配置することについて規定するものです。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、センターの利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

【解説】

利用者は、子育て学習センターの利用が終了したときは、施設内の片づけを行うものとするを規定するものです。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設、附属設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失した場合において、これを原状に回復できないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるとき

は、その額を減額し、又は免除することができる。

【解説】

子育て学習センターにおける損害賠償の義務について規定するものです。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条例の施行に関する細目について規則委任することを規定するものです。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

【解説】

附則として、この条例の施行期日について規定するものです。